令和４年　　月　　日

第２回新・松本市立博物館に関するサウンディング型市場調査

守秘義務に関する誓約書

松本市立博物館

基幹博物館建設担当

課長　　中原　和彦　　殿

事業者名：

所 在 地：

代表者名：　　　　　　　　　　　　　 印

書類送付先

所 在 地：

氏　　名：

Ｔ Ｅ Ｌ：

Ｅ－mail：

　当社（団体含む、以下同じ。）は、松本市立博物館から依頼がありました「第２回新・松本市立博物館（基幹博物館）に関するサウンディング型市場調査」において、提案書への回答を目的（以下、「本目的」という。）として、本誓約書を提出した者に松本市立博物館から提供される資料（以下、「守秘義務対象資料」という。）の提供を受けることを希望します。

　守秘義務対象資料の提供を受けるに当たっては、裏面記載事項を遵守し、秘密を保持することを誓訳します。

|  |  |
| --- | --- |
| 提出先 | 松本市　教育委員会　博物館　基幹博物館建設担当 |
| 担当：一ノ瀬 |
| 〒３９０－０８７３  長野県松本市丸の内４番１号（松本城公園内） |

記

第１条（利用の目的）

　　当社は、本目的のためにのみ守秘義務対象資料の提供を受けるものであり、本目的以外の目的のために守秘義務対象資料を利用しません。

第２条（秘密の保持）

　　当社は、松本市立博物館から提供を受けた守秘義務対象資料を秘密として保持するものとし、第三者に対し開示しません。ただし、法律、命令、条令等（以下、「法令等」という。）により開示が義務付けられる場合はこの限りではありません。

第３条（善管注意義務）

　　当社は、松本市立博物館から提供を受けた守秘義務対象資料に含まれる情報が、松本市立博物館又は当該情報の提供者の業務上重要な情報であり、これが第三者に開示された場合には、松本市立博物館又は情報提供者の業務又は事業に重大な影響を与える可能性がある情報が含まれることを了解し、守秘義務対象資料を善良な管理者としての注意をもって取り扱うことを約束します。

第４条（損害賠償義務）

　　当社の本誓約書に違反する行為により守秘義務対象資料が漏洩した場合、当社は、それにより松本市立博物館又は第三者に生じた損害を直接賠償することを約束します。